

人事行政運営等の状況について

町の人事行政運営等の状況について、その概要を公表します。
ここに記載している給与などはすべて税金や保険料などを差し引く前の金額です。
また、会計年度任用職員については含まれていません。

※用語説明

- ・普通会計：一般会計に一部の特別会計を加えたもので、国民健康保険事業などの特別会計、水道、下水道の事業会計は除かれます。
- ・一般行政職：全職員からの特別職、税務職、福祉職、医療職、企業職、技能労務職、教育職などの職員を除いた職員をいいます。

1 職員の給与等の状況

(1) 人件費の状況(普通会計、令和3年度決算)

住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費比率 (B/A)	令和2年度の 人件費比率
令和4年3月31日現在 16,641人	千円 9,000,368	千円 62,802	千円 1,541,355	% 17.1	% 15.8

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含んでいます。

(2) 職員給与等の状況(普通会計、令和3年度決算)

職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
159人	千円 595,327	千円 90,621	千円 222,794	千円 908,742	千円 5,715

- (注) 1. 職員手当に退職手当は含んでいません。
2. 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

区分	令和3年	平成28年
大淀町	96.0	96.5
類似団体 平均	96.9	97.1
全国町村 平均	96.3	96.3

- (注) 1. ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大淀町	46.3	327,277円	383,944円	362,273円
奈良県	42.4	314,797円	413,099円	361,699円
国	43.0	325,827円	—	407,153円
類似団体	41.7	305,764円	360,353円	336,127円

②技能労務職

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大淀町	51.8	244,500円	256,153円	256,035円
奈良県	54.2	301,094円	367,346円	336,165円
国	50.9	286,947円	—	328,603円
類似団体	50.5	288,547円	310,788円	301,936円

- (注) 1. 「平均給料月額」とは、各職種ごとの基本給の平均です。
2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。
3. 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じ基準で再計算したものです。
4. 奈良県、国及び類似団体の数値は、令和3年4月1日現在のものです。

(5) 職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	大淀町	奈良県	国	
一般行政職	大学卒	171,700円	188,700円	182,200円
	高校卒	150,600円	154,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	136,100円	145,800円	—
	中学卒	132,300円	132,300円	—

- (注) 1. 大淀町の一般行政職の決定初任給は、初級試験(高校卒業程度の試験)の結果に基づき職員となった者の額です。
2. 奈良県及び国の数値は、令和3年4月1日現在のものです。

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和4年4月1日現在)

区 分	経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年	
一般行政職	大学卒	247,900円	—	370,433円	382,900円
	高校卒	—	—	322,900円	364,900円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

- (注) 該当する職員が存在しない欄には記載していません。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況(令和4年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な 職務内容	主事補 技師補	主事 技師	主任主事 主任技師	係長 主査	課長補佐	課長	部長 次長	
職員数	1人	14人	21人	29人	25人	12人	5人	107人
構成比	0.9%	13.1%	19.6%	27.1%	23.4%	11.2%	4.7%	100.0%

- (注) 1. 大淀町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(8) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

大 淀 町				国			
1人当たり平均支給額(令和3年度) 1,466千円				—			
(令和3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.275月分 0.950月分 12月期 1.275月分 0.950月分 計 2.55月分 1.90月分				(令和3年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.275月分 0.950月分 12月期 1.275月分 0.950月分 計 2.55月分 1.90月分			
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置				(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置			

② 退職手当(令和4年4月1日現在)

大 淀 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		
1人当たり 平均支給額	自己都合 674千円 勸奨・定年 15,971千円				

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

③ 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)	1,848千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額	80,348円
職員全体に占める手当支給職員の割合	14.5%
手当の種類(手当数)	4
代表的な手当	・町立保育所の業務に従事する保育士

- (注) 支給職員の割合及び支給額については、普通会計のものです。

④ 時間外勤務手当

令和3年度	支給総額	27,625千円
	職員1人当たり支給年額	378千円
令和2年度	支給総額	20,843千円
	職員1人当たり支給年額	336千円

- (注) 支給額については普通会計のものです。

⑤ その他の手当

(令和4年4月1日現在)

区分	内 容	国の制度との異同	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	●配偶者 6,500円 ●子 10,000円 ●そのほかの扶養親族 6,500円 ※ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は、1人につき5,000円を加算する。	同じ	12,874千円	214,567円
住居手当	●借家・借間居住者(最高支給限度) 28,000円	同じ	5,222千円	307,176円
通勤手当	●交通機関利用者 1か月あたりの最高支給限度 55,000円 ●交通用具(自家用車など)利用者 2km未満 支給しない 2km以上 距離に応じて 2,000円 ~ 31,600円	同じ	12,169千円	91,496円
管理職手当	●部・次長級 給料月額14.25% ●課長級 給料月額12.825% ●保育所長 給料月額12.825% ●課長補佐級 給料月額10.185% ●保育所長補佐 給料月額10.185% ●幼稚園長 給料月額10.185% ●保健師長 給料月額10.185%	—	25,003千円	543,543円

(注) 支給額については普通会計のものです。

(9) 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	町 長 (参考)類似団体における最高/最低額 595,000円 (850,000円) 880,000円 / 492,000円
	副 町 長 560,000円 (700,000円) 710,000円 / 468,000円
報酬	議 長 330,000円 420,000円 / 230,000円
	副 議 長 280,000円 360,000円 / 180,000円
	議 員 250,000円 345,000円 / 157,000円
期末手当	町 長 (令和3年度支給割合) 6月期 1.675月分 12月期 1.675月分 計3.35月分
	副 町 長 (令和3年度支給割合) 6月期 1.675月分 12月期 1.675月分 計3.35月分
退職手当	(算定方式) (支給時期) 町 長 給料月額×520/100×勤続年数 在職中通算または任期ごとの選択制
	副 町 長 給料月額×330/100×勤続年数

(注) 1. 給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 職員の任免・職員数の状況

(1) 職員の採用の状況(R3.4.2~R4.4.1)

職 種	人 数
一般行政職	2
医療職	1
幼稚園教諭	0
技能労務職	0
合 計	3

(2) 職員の退職の状況(R3.4.1~R4.3.31)

区 分	一般行政職	医療職	幼稚園教諭	技能労務職	計
定年退職	1	0	0	1	2
勸奨退職	0	1	0	0	1
普通退職	3	0	0	1	4
公務外死亡	0	0	0	0	0
合 計	4	1	0	2	7

(3) 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数			対前年増減数	
		令和2年	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
一般行政	議会	2	2	2	0	0
	総務	39	35	34	△4	△1
	税務	11	9	10	△2	1
	民生	47	44	40	△3	△4
	衛生	19	20	21	1	1
	農林水産	3	4	4	1	0
	商工	1	1	1	0	0
	土木	4	5	5	1	0
小計	126	120	117	△6	△3	
特別行政	教育	41	39	39	△2	0
	普通会計	167	159	156	△8	△3
公営企業	水道	10	10	8	0	△2
	下水道	2	2	3	0	1
	その他	11	9	10	△2	1
	小計	23	21	21	△2	0
合計		190	180	177	△10	△3

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、退職者などを含まず。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等の状況(令和4年4月1日現在)

区分	内容
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで (休憩時間60分を除き1日7時間45分(1週38時間45分)勤務)
週休日	日曜日及び土曜日
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12月29日から翌年の1月3日まで

(注) 上記の内容は、本庁に勤務する職員の例で、勤務場所により異なることがあります。

(2) 休暇等の種類(令和4年4月1日現在)

区分	内容
年次有給休暇	1年につき20日を付与(新規採用職員は15日)。付与日数のうち20日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことができる。(令和3年の平均取得日数は9.0日)
病欠休暇	負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇。
特別休暇	特別の事由により勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇。(結婚休暇・産前休暇・産後休暇・忌引休暇・夏季休暇など)
介護休暇	負傷、疾病または老齢により、日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子などを介護するため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇。(無給)
育児休業	子を養育する職員の継続的な勤務の促進と福祉の増進、ならびに行政の円滑な運営を目的とした制度で、3歳未満の子を養育するために取得することができる。

4 職員の分限・懲戒処分の状況(令和3年度)

分限処分とは、公務能率を維持することを目的として、心身の故障等一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。懲戒処分とは、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に、道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。

区分	分限処分				懲戒処分			
	免職	降任	休職	降給	免職	停職	減給	戒告
処分者数	—	—	4	—	—	—	—	—

5 職員のサービスの状況(令和4年4月1日現在)

職員は、法律により以下のような義務が課されているほか、一定の行為の制限が為されています。

業務上の義務	法令等を遵守する義務	職務命令に従う義務
	秘密を守る義務	職務に専念する義務
	政治行為等の制限	信用失墜行為の禁止
	争議行為等の禁止	営利企業等の従事制限

6 職員の研修・人事評価の状況

(1) 研修の状況(令和3年度)

職員に高度な専門知識、技術などを取得させること、職員間の連携を高め効率的に業務を遂行させることを目的として、研修を実施しています。また、研修機関などへ派遣し研修を受講させています。

町が実施したもの	人権研修(ハラスメント研修)
奈良県市町村職員研修センターなど外部の研修機関において実施されたもの	マイナンバー研修、パソコン研修

(2) 人事評価の状況(令和3年度)

職員の意欲向上や資質の向上及び能力開発を目的として人事評価を実施しました。

7 職員の福祉・利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況(令和3年度)

職員の健康診断については、労働安全衛生法に基づき年に1回実施しています。

対象職員数	受診者数	受診率
179	171	95.53%

(2) 公務災害補償の状況(令和3年度)

職員が公務による災害で病気になったり、死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償があります。

区分	傷病	死亡
公務災害	1	0
通勤災害	0	0

(3) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立の状況(令和3年度)

職員は、勤務条件やその意に反する処分に関して、公平委員会に措置要求または不服の申立てを行うことができます。令和3年度は、措置要求および不服申立てはありませんでした。